

宇部市自殺対策業務委託仕様書

宇部市健康福祉部 健康増進課

I 委託の概要

1 業務名

宇部市自殺対策業務委託

2 業務目的

本業務は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に基づき、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して「第二次宇部市自殺対策計画～いのちを大切にすまちなちプラン～」（以下、「第二次宇部市自殺対策計画」という。）^{※1}に基づき、『みんなで気づき絆でつながり いのちを大切にすまちなち』の実現を目指すことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※1「第二次宇部市自殺対策計画」は、令和 6 年 4 月改定のため、計画内容の確認につきましては、市ウェブサイト掲載の「第二次宇部市自殺対策計画（素案）」をご参照ください。

4 受託者の要件

受託者は、本業務を的確に遂行する能力を有し、以下の全てを満たしていることを要件とする。

- (1) 山口県内に拠点を有する法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わない）
- (2) 保健医療福祉専門職（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等）の資格を有する者を配置していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体でないこと。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

5 業務の実施

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の着手に当たり、業務実施計画書を提出し、市の承諾を受けるものとする。
- (3) 受託者は、業務実施計画書の内容を変更しようとする場合は、その都度、書面を提出し市の承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、再委託先ごとの業務の内容、工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、市の了解を得た場合はこの限りではない。

- (5) 受託者は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (6) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

6 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を市の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間が終了した後も同様とする。

7 過失責任

本業務の実施に当たり、故意又は過失にかかわらず障害が生じた場合は、受託者の負担において処理すること。また、業務遂行上で発生した苦情、トラブル対応は原則として受託者で行うこと。その際、必要に応じて市との間で連絡調整及び事後報告を行うこと。

8 疑義

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

II 基本方針

受託者は、「自殺総合対策大綱」及び「第二次宇部市自殺対策計画」や、本市の自殺の状況等を踏まえ、次に掲げる業務を遂行すること。

- (1) 自殺対策に関する地域におけるネットワーク強化、人材育成、周知・啓発、メンタルヘルズ相談を実施すること。
- (2) 民間のノウハウを活用し、効果的に業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の「守秘義務」規定及び個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。

III 業務内容

以下1～4の業務について、第二次宇部市自殺対策計画の重点施策（以下①～⑥）を踏まえて実施する。

- ① 若者に対する自殺対策の推進
- ② 女性に対する自殺対策の推進
- ③ 寄り添い支える人に対する支援の充実
- ④ 生活困窮者への支援の充実
- ⑤ 働く世代への自殺対策の推進
- ⑥ 高齢者の孤立防止、社会参加促進への支援

1 ネットワーク強化

(1) 関係機関とのネットワークの構築により支援を充実すること及び当事者の支援にあたる支援者への支援を目的とした心の健康づくりに関する研修会等の企画・運営

1) 内容

以下の内容を踏まえて研修会の企画・運営を行う。

- ・自殺予防及び心の健康づくりに向けた自殺対策に関する関係機関の連携・ネットワークの構築に関する内容。
- ・相談・支援にあたる関係機関の実務者等を対象に、自殺予防に関する基礎知識の習得や、自殺未遂者に対する適切な対応等に関する内容。
- ・支援者同士がお互いの役割を理解し、必要時、専門機関（相談窓口）へつなぐこと等、より一層の連携が図れるような内容。
- ・当事者の支援にあたる専門職等の支援者の心の健康保持に関する内容。

2) 対象者

自殺対策に関する保健・医療・福祉・教育・労働・経済・法律等の相談・支援業務にあたる関係機関の実務者等。

3) 開催回数

年2回以上開催する。

4) 委託の内容

- ・講師の選定・決定や講師との間で、研修の内容や方法をはじめ、必要事項に関する連絡調整を行う。
- ・会場の選定・決定とその後の連絡調整、会場費支払いに関する業務を行う。
- ・関係機関に対する案内周知、通知を行う。
- ・参加申し込みを集約する。
- ・当日資料と参加者アンケートを作成、印刷する。
- ・当日は、会場設営、受付、講師対応、司会進行等、運営全般を担う。受付では参加者名簿による参加確認をする。
- ・手話通訳が必要な場合は準備し、手配と謝金の支払いを行う。
- ・事後、当日の研修内容と成果の記録、参加者アンケートの集計をとりまとめ、報告書にして市に報告する。

2 人材育成

(1) ゲートキーパー講座の開催

1) 内容

- ・ストレス対処法や自殺対策の基本的事項とゲートキーパーの役割と傾聴実習等の内容。
- ・研修受講後、地域や家庭の中で悩める人のサポート活動が実践できる研修内容とする。

2) 対象者

- ・義務教育を終えてからの高校、大学、専門学校の学生や社会人で概ね30歳以下の若者
- ・地域団体、高齢者や子育て世代などの支援をしている団体等

3) 実施回数

委託期間のうち、計 15 回（年 5 回）以上実施する。

4) 委託の内容

前項 1 - (1) - 4) に準じる。

3 周知・啓発

(1) 住民への周知啓発

- ・心の健康や自殺対策に関する正しい知識についての普及啓発。
- ・心の不調チェックやリフレッシュの方法、相談場所等に関する情報提供。

1) 内容

以下の内容を盛り込み、各世代に応じた啓発方法や啓発グッズ等を十分工夫し、年齢を問わず市民に伝わりやすいように啓発すること。

- ・啓発キャンペーン、リフレッシュ体験等の開催。
- ・SNS等のメディアを活用した情報発信。
- ・相談場所、相談方法等の周知。

※事業目的がより効果的に達成できるよう、内容等を企画・検討の上、提案を行うこと。

2) 対象者

一般市民

3) 実施期間

年間を通した実施とする。

重点的啓発期間

- ①自殺予防週間（9月：夏休み及び自殺予防週間を含む期間）
- ②自殺対策強化月間（3月：自殺対策強化月間及び春休みを含む期間）

4 メンタルヘルス相談

メンタルヘルス相談に関する周知・啓発、人員・体制・会場を整備し、相談希望者（支援者も含む）に対して随時、相談対応を実施する。※就労者が利用しやすい日時を設けるように努めること。

- (1) 相談会の日程、対応者、会場、周知方法等必要事項について調整する。
- (2) 関係機関や一般市民に対する周知、通知を行う。
- (3) 相談の受付、相談の実施、相談記録の作成をする。
- (4) 相談会の実績を報告する。

5 調整会議

自殺対策業務の質の向上や連絡調整のため、2か月に1回程度会議を開催する。

6 報告書類の提出

受託者は、以下のとおり業務報告を市へ提出する。

(1) 実績報告書（定期）

定期報告書は、1か月毎に作成し、2か月分をまとめて市に提出すること。提出月は、6月、

8月、10月、12月、2月とし、提出期日は当該月の10日までとする。ただし、2月及び3月の報告書は3月31日までに提出すること。

(2) 提出する主な記載内容

- ・業務の実施状況
- ・経費の収支状況、自己評価など
- ・その他、市が必要とする報告

7 委託業務の範囲

委託対象となる事業内容にかかわる企画、制作、印刷、配架（発送、運搬）、展示、関係機関との調整、運営等すべてに係ることとする。

経費の区分としては、企画、運営経費のほか、素材原価、展示等の設営等委託対象となる内容に係るすべての経費を含み追加はないものとする。

8 請求及び支払

委託費用は、上半期終了時（9月末）と下半期終了時（3月末）に完了した委託事項について、請求に基づき、半年毎に支払うことができる。

9 契約

- (1) プロポーザル実施後、受託予定候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 契約書作成に要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び99条の規定による。